

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

今回は、間違った選択が多くみられる「移乗」について、おさらいしたいと思います。

★★「2-1 移乗」について★★

<定義>

移乗とは、「ベッドから車椅子（椅子）へ」「車椅子から椅子へ」「ベッドからポータブルトイレへ」「車椅子（椅子）からポータブルトイレへ」「畳から椅子へ」「畳からポータブルトイレへ」「ベッドからストレッチャーへ」等、でん部を移動させ、椅子等へ乗り移ることです。
体位交換、シーツ交換の際にでん部を動かす行為も移乗に含まれます。

介助されていない・・・移乗の介助が行われていない

見守り等・・・常時の付き添いの必要がある「見守り」

認知症高齢者等に対しての「確認」「指示」「声かけ」等

ベッド⇄車椅子へ移乗する際、安全に乗り移れるよう、車椅子をお尻の下にさし入れている場合

一部介助・・・介助者が手を添える、体を支える等の介助が行われている

全介助・・・介助者が抱える、運ぶ等の移乗の介助がすべて行われている

<特記の例>

リハビリ時（1日2回）は看護師に支えてもらい、ベッドから車椅子へ移乗している。
ベッドからポータブルトイレへの移乗（1日5～6回）は、見守りや介助なく自分で行っている。
頻度より、「1. 介助されていない」を選択。

<注意点>

- ・移乗とは「でん部を移動させ、椅子等へ乗り移ること」なので、1歩、2歩でも歩行をはさんでいると、移乗にはなりません。
- ・畳中心の生活で、椅子を使用していない場合、両手で腰を浮かせる行為だけでは移乗にはなりません。

【介護認定の状況】（H30.6.1時点）

4月申請 637件のうち審査会の予定が決まっていない数 15件

5月申請 667件のうち審査会の予定が決まっていない数 323件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係 （内線 394・395）